

| | |
|------------------|---|
| Title | 櫻井雅夫君学位請求論文審査報告 |
| Sub Title | |
| Author | |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1983 |
| Jtitle | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.9 (1983. 9) ,p.119- 122 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 特別記事 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830928-0119 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

櫻井雅夫君学位請求論文審査報告

櫻井雅夫君の提出した学位請求論文は、主論文「国際経済法研究——国際投資を中心として」と、参考論文「国際経済法研究——海外投資を中心として」である。主論文は、「国際経済法」の概念および方法論を論じた『「国際経済法研究」の方法』とそれを踏まえた各論的、実証的研究である『しのびよる国有化』(Creeping nationalization)の法的諸問題』および「対外援助と海外投資の連繋づけの法的措置とその有効性」の三部から構成されている。

『「国際経済法研究」の方法』においては、参考論文で論じられている部分も多いが、「国際経済法」の概念に関するこれまでの欧米およびわが国の主要な学説を検討し、それぞれに鋭い批判を加えるとともに、現段階においては、あらかじめ概念規定や体系的理論構築を行つて、そこから具体的問題にアプローチするよりも、むしろ実問題の解明から出発する帰納的、実証的な方法をとる方が適當である、との自らの立場を表明するに至つてゐる。

国際経済法という概念が、「国際法」と「経済法」という既存の

カテゴリーの交錯領域に関する法を意味するものとして生成したものであるとしても、「国際法」は「国家法」に、「経済法」は「市民法」に對置される歴史的な概念であるために、近代的な国家や市民という状況を歴史的に経験しないで、直接に現代国家として生まれた發展途上国が国際経済の主体として登場して来ると、右のような概念は理論的な妥当性を失うことになる。櫻井君の問題意識もそこにある。すなわち、同君は、現代の世界経済の法の問題を考察するに際しての基本的な問題点として、第一に、中央計画経済圏と發展途上地域との関連を考慮するならば、歴史的な概念としての経済法概念を援用することが不適當であること、第二に、現代世界の法の主体と国際法・国内法の区別の問題、すなわち三つの圏にわたる政府間国際機関(たとえば国際連合)と国家との関係、發展途上国政府と資本主義国の法人との関係、中央計画経済圏の国家間の関係、資本主義国と中央計画経済国との関係、發展途上国の個人と資本主義国の法人との関係など、圏、国、法人、個人の組合せによつて「トランスナショナル」な関係が多様に発生しており、従来の国際法・国内法規範によつて一律に扱ひ得ないこと、を指摘している。

櫻井君の「国際経済法」に対する基本的な立場は、法分科論としては、一応国際経済関係を「規整」する国際法であるとしながら、トランスナショナルな経済現象の法的考察に當つては、国際法と国内法の二領域を綜合的に考察すべきであるとし、トランスナショナルな経済関係の法の問題が、資本主義圏、中央計画経済圏、發展途上地域のそれぞれの圏内でのトランスナショナルな経済を規整

する法、ならびに圏をこえるトランスナショナルな経済を規整する法の相關關係によつて生じるものとする考え方である。そうして、研究の方法としては、法解釈学のほかには法社会学的な方法も必要であるとしている。もつとも、この場合、国際法・国内法の区別、公法・私法の区別、法分科論などに必ずしもとられない総合的な方法によることが好ましいとし、しかも、現段階では、帰納的、実証的な方法を取ることが適當であるとするのである。

櫻井君のこうした立場は、いわば「反カテゴリー論」といつてもよく、その意味では近時のアメリカの学説の主流と軌を一にするものであるが、現代の国際経済關係のダイナミックスを実証的に把握し、問題意識を明確に認定した上での既存の諸学説に対する批判は、時にいささか独断的なきらいがないわけではないが、評価出来る。また、内外の諸学説を幅広く、かつ、綿密、詳細に整理、分析している意欲的な研究態度にも敬意を表したい。さらに、同君の現段階における帰納的・実証的方法の優先を示唆するアプローチは、たしかに妥当なものであり、この領域における研究の發展に寄与するところが大であると考へる。

さて、「しのびよる国有化」の法的諸問題は、一九六〇年代から登場して来た、国有化類似の効果をもつが、国際法上または学説上の概念の明確でない新しい現象である「しのびよる国有化」の研究に当てられている。これは、「しのびよる国有化」の概念や学説上の位置づけを論じた理論的な部分と、事故の発生状況や救済措置、あるいは制裁措置など諸事例を実証的に検討した部分とから成

つている。

櫻井君は、「しのびよる国有化」をカントリー・リスクの中の政治リスクのひとつとして位置づけるとともに、外国人財産の現地私人への移転を含む広い概念としての「現地化」とはこれを区別し、また、パーティンションとの異同も明らかにしている。また、「しのびよる国有化」に関する学説・論議の変遷をたどり、それらを、受入れ国の政府行為のそれぞれを「しのびよる国有化」とみなさず、当該行為の結果としての專業活動の継続不能、專業実効支配の不能、強制的專業放棄などに着目する立場、政府行為のそれぞれが「しのびよる国有化」であると見る立場、および論旨がやや不明確である立場の三つに整理し、自分自身は第一の立場に属することを明らかにする。

そうして、「しのびよる国有化」についての国際法および国内法上の解釈ならびに救済に関する多くの事例に検討を加えている。すなわち、国際法上の救済としては、アプスルシヨウクロス条約案、OECD条約案、世界銀行投資紛争解決条約、投資促進保護協定、友好通商航海条約、請求権協定、国連多国籍企業行動規準案などが、また、国内法上の救済については、アメリカ、イギリス、フランス、ベルギー、オーストリア、日本の法制度が、事例研究とともに検討されている。最後に、「しのびよる国有化」に直接關係を有する国際機関または投資母国の制裁措置について論じているが、後者については、「しのびよる国有化」の実施国に対する経済的力の行使ないしは制裁を法的に裏打ちしている国としてアメリカをあ

げ、これについて検討を加えている。

櫻井君は、先進諸国が「しのびよる国有化」について明確な見解を示さないことと、投資受入れ国の政府行為から発生する損失を確認することが困難であることから、「しのびよる国有化」には、依然として今後の検討に残されている多くの問題があることを指摘している。国有化の問題は、先進国と発展途上国との間で激しく対立している問題であり、国際法上でも主として国家責任との関連において法原則が争われている。発展途上諸国が主張する「新国際経済秩序」との関連において、この国有化よりもさらにグレーゾーンにある「しのびよる国有化」をどのように把握するのか、櫻井君にとつてもなお多くの課題が残されている。

最後の「対外援助と海外投資の連繋づけの法的措置とその有効性」は、参考論文として提出されたものをはじめ櫻井君の他の論文において断片的に触れられたこの問題に関する研究を新たに集大成したものである。これは、「アメリカの対外援助とくに発展途上地域向け援助と発展途上国向け海外投資に関する国内法上及び国際法上の経済措置並びに対外援助を海外投資との連繋づけに関する国内法上及び国際法上の制裁措置の史的変遷を辿り、その結果、かかる措置が援助供与国及び投資母国としてのアメリカ政府並びにアメリカ企業にとつて有効であつたか否かを分析することを目的として」おり、また、「アメリカ政府の政治経済支配力の維持とアメリカ系企業の国有化の回避を目的として行われたアメリカ政府とアメリカ企業によるテリへの内政干渉乃至内政関与の実態を分析し、かかる

行為がアメリカの国際政治経済政策にとつていかなる効果を有するかを明らかにする」(同論文、はしがき)ことを意図したものである。

ここでは、アメリカ民間企業による海外投資がアメリカの対外援助政策の枠組の中にくみ込まれ、しかも、援助停止をもつて海外投資保護の手段としよつとする政策がやがては破綻に向う過程が、極めて豊富な文獻、資料に基づいて多角的に解明されている。すなわち、国際関係においてアメリカの置かれている政治、軍事、経済環境の変化を背景的要因として、アメリカ国内における世論の動向、行政府と立法府の対立、司法府の介入、立法府内部(上院と下院)の対立などを如実に浮きぼりにしつゝ、他方では、発展途上諸国によつて次々と行われるアメリカ系企業の国有化・接取などの事例を紹介し、その過程に分析を加えているのである。

そうして、櫻井君は、経済的「力」を行使するために、対外援助法を中心とする国内法をほとんど毎年のように改正し、二国間援助と多国間援助の停止をアメリカの海外投資の促進保護手段とするアメリカの政策が、かえつて、援助受取り国、投資受入れ国の離反と挑戦を招く結果となつたことを着実に立証している。さらに、こうした政策よりも、援助受取り国、投資受入れ国としての発展途上国、資源保有国との摩擦回避と友好関係の持続には、それらの国との「密接な協力」がもつとも有効である、との結論に達している。このような視点から、アメリカの国際投資保障の制度・政策の研究を一つのケース・スタディとして完成させた櫻井君の鋭い着眼と綿密な分析とは高く評価出来る。

これら二つの実証的研究は、長年にわたつてアジア経済研究所の研究員として、發展途上国との間の経済関係をめぐる法律問題について、多くの文献、資料を収集、分析し、さまざまな実態調査を実施して来た櫻井君の切実な問題意識と豊かな識見とが溢れている。しかしながら、ここでの国際法理あるいは投資国受入れ国としての發展途上国の立場および国内法制との関連における論議が必ずしも十分でないように思われる。もつとも、この点に関しては、参考論文である「国際経済法研究——海外投資を中心として」において、すでに国際法的側面の分析やいくつかのケース・スタディなどがなされており、それをかなり補つていることは疑いない。

さらに、全体として敢て一言するならば、最初の『「国際経済法律研究」の方法』における所論と二つの実証的研究との連関にいささか問題があるように思われる。つまり、経済援助、海外投資の保障・救済措置について、援助供与国、投資母国の国内法的な救済にしか実効性を求め得ないことを、櫻井君は問題提起として明らかにしているが、そのこと自体が国際経済法の概念規定の要件となるのではないのか。櫻井君が自からの国際経済法の概念規定を避けたというそのことが、実証的研究のもつ理論的な意義を、論者自身の内において不明確にしており、その意味において、各論的な実証的研究は、再び国際経済法の理論的な概念規定に帰納して行かなければならないものではなかつたのか、と思われるところである。

しかしながら、これらの点は櫻井君の今後の研究の発展にまつべきものであろうし、本論文の価値を大きく減ずるものではない。提

出された論文は、櫻井君の卓越した文献、資料の整理、分析の手法のもとに、トラスナショナルな今日の国際投資をめぐる法律問題を多角的かつ実証的に捉えようとする研究方法と、同君の極めて意欲的な研究活動によつて生まれた優れた業績であり、わが国における国際経済法研究の發展に多大の寄与をなすものといえる。本論文に示された櫻井君の学識、識見ならびに業績は、同君に法学博士の学位を授与するに十分なものであると認める。

昭和五七年二月五日

主査 慶應義塾大学法学部教授 法学博士 生田正輝
副査 慶應義塾大学大学院 経営管理研究科教授 商学博士 小林規威

副査 慶應義塾大学法学部教授 法学博士 倉澤康一郎
副査 慶應義塾大学法学部教授 法学博士 栗林忠男

ドクター・オブ・フィロソフィー 栗林忠男